

平成26年第4回沼津市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成26年4月14日（木）午後1時30分～午後2時50分

2 場 所 沼津市水道部庁舎 3階 会議室

3 日 程

(1) 会議録署名人の指名（細沼委員 三好委員）

(2) 前回会議録の承認（久松委員 細沼委員）

(3) 議 案

議第10号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について

(4) 協 議

なし

(5) 報 告

1) 沼津市わたしの主張大会について

2) 静岡県東部ふれあい体験塾について

3) 沼津市いじめ防止等のための基本的な方針について

(6) そ の 他

1) 児童の交通事故について

2) 2月市議会定例会における議決議案の報告

3) 今年度の各課の主要事業について

4 出席者等

委員長 土屋葉子、委員長職務代理者 久松但、委員 細沼早希子、委員 三好勝晴、
教育長 工藤達朗、教育次長 工藤浩史、教育指導監兼学校教育課長 鈴木珠美、
市立高校長兼中等部校長 川口孝博、図書館長 宮下義雄、教育企画室長 井原正利、
学校管理課長 塩崎滋、生涯学習課長兼勤労青少年ホーム館長兼ゆめとびら舟山所長
中村朗、教職員研修センター所長 神谷修、少年自然の家所長 石井学、市立高校事務長
杉山善英、図書館事務長 岩崎克己、スポーツ振興課長兼勤労者体育センター所長
原靖、文化振興課長 勝又恵三、青少年教育センター所長 相磯幸代、
教育委員会調整担当 新井寿明、教育企画室指導主事 飛田直和、教育企画室主任
岡村和人、教育企画室主事 和泉百映、教育企画室主事 石渡 輔

5 会 議

土屋委員長が午後1時30分、開会を宣言する。

教育次長が人事異動に伴う教育委員会出席者の変更について説明する。

土屋委員長より会議を公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 なし

土屋委員長より、会議録署名人に細沼委員、三好委員を指名する。

6 教育長挨拶

改めましてこんにちは。

今それぞれの紹介、事務局の紹介がありましたが、この1年間、また様々な形で教育委員のみな様からご指示、ご助言いただければありがたいと思っております。平成26年度新しく教育委員会に入られた職員がおるわけでした、かつて教育委員会にいた方もいますが、初めて教育委員会に来たという方もいます。

先日、新しく来た、また新任で入った方に対して教育企画室で教育委員会とはこういうものだというような勉強会をしていただきました。井原室長から部署の説明があり、教育委員会と言うのは市長部局とは全く違うんだ、別組織の機関なんだということを説明してあります。私も、その冒頭のあいさつの中で、教育委員会というのは他の市長部局とまた違って独立機関であり、また同時に県民、市民、国民が教育ということに対する期待が非常に大きいんだ、そういう仕事に就いたという点と、俗っぽい言い方で説明したのですが、何か問題を起こした場合、活字の大きさが変わります、教育委員会というところに籍を置くだけで活字の大きさがぐんと大きくなります、ということはそれだけ責任が非常に大きい仕事にもなります、というようなお話も申し上げました。

教育というものは子どもから大人まで、大きな使命をもった仕事であり、ぜひプライドを持ってやってもらいたいということを先日前お話しあげたわけがございます。そういう意味で、ここにおける事務局も精一杯この一年間やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これが一点目でございます。

二点目はですね、先ほど教育委員長からもお話がございましたように、あつてはならぬ事故が発生したわけでございます。後程、学校教育課長から細かい説明があるかと思っておりますが、本当に子どもにとっては避けられない事故だったなと思っております。そういう面において余計悲惨さを感じるわけでありまして、教育委員会といたしますと、午前中文教消防委員会で委員の方からもいろんなご指摘をいただきました。学校としましては、子どもにとっても学校にとっても不可抗力的な事故だったわけですが、それでもやはり安全確保という面ではですね、できる限りのことを今後もしていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

最後にもう一点は、今日勉強会で用意してありますが、教育委員会制度の戦後初めての大改革、戦後最大の改革が行われようとしており閣議決定いたしまして、今国会で通れば早ければ来年4月施行ということで、教育委員会制度についてもう一回勉強していただくこと、今後どうなるかということで時間を取りますので、また一つよろしく願いいたします。

<議 案>

議第10号 沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について

(市立高校事務長 資料に基づき説明)

土屋委員長 本件についてご意見等がありますか。

細沼委員 新しい学則の35条の「授業料の納付する者」の納付義務者については保護者になるのでしょうか。生徒本人になるのでしょうか。たぶん、ほかの規定、条例に書いてあるのですよね。というのは、35条の「納付しない者に対して出席を停止し、又は、除籍することができる。」ということで、出席を停止されたり、除籍されたりするのは生徒をさしていますよね。

この納付しない者は納付しない生徒という解釈になりますか。大方は保護者がするのですよね。

市立高校事務長 すみません、まだ4月から来て勉強不足ではございますが、この規定は平成21年まで授業料を徴収していた時に、どこの学校でも規定していたということですので、当然納付するものというのは生徒を指している、実質的には保護者ということになると思いますが、納付されない場合は、生徒にこういうようなことが出されるということでございます。ご質問についてはまた詳細等を確認させていただきたいと思えます。

三好委員 法律的な問題ですね。当事者は誰なのかということですか。

細沼委員 そうですね。今、高校の授業料は所得によって違いますか。

教育長 今度は所得によって違いますが、これまでは所得は関係ないです。

細沼委員 所得によって授業料を徴収するわけですよね。

教育次長 おおむね年収が910万円以下については授業料免除となります。といいますか、高等学校就学支援金から出て、それは学校が代理で受け取ることとなります。

細沼委員 たぶんほとんど困った事例はないかと思えますけれども、「正当な理由なく」ですので、やむを得ない理由があればそれに対応した措置が取られて、たとえ納付がなくても子どもが在籍できるというようになるのでしょうか。

三好委員 今までもこのかつての事例が、ここ35条が新しくなったと言いましたけれども、かつてこの授業料滞納という事例があって、そこに何か対応したことがありますか。除籍になった事例がありましたか。

市立高校校長 授業料は、生徒あるいは保護者から徴収するお金で、かつて授業料とそれ以外のいわゆる諸会費といったようなものを徴収しておりました。

諸会費について未納で卒業されてしまっても、これは卒業を認定せざるを得ません。しかし、授業料費については未納であったら卒業認定をしないことができる、ということはありません。ですから、それが一つの徴収する際に未納と未納で来て、このままでは卒業できませんよと言えたわけですが、授業料が不徴収になってからはそれはできなくなりました。

今年度について、諸会費が未納のままの3年生が2月いっぱい近くまで未納のままのため、卒業延期措置をするということでしたが、しかし、3月中には卒業させざるを得ないという認識を持っていました。

今回これで授業料を徴収することになると、徴収対象の者はこの規定どおり、授業料を納めないと卒業は認めない、ということで指導をしていきます。ただ、正当な理由なくということが、どういう場合かということがあるかと思えますけれども、それまで何度か保護者と面接をして、納入計画を立ててもらいます。その際には、事実あるいは経済的事情も勘案しながら納入計画を立てるということになります。

経済的に苦しい場合はいろんな支援の方法がありますので、その方法を適用してもなお納められないというケースは、正当な理由に当たるかなと思います。

三好委員 年間何件あるのですか。授業料未納で卒業できなかったというケースはかつてあるのですか。

市立高校校長 今回の件で数年遡ってみました、いません。県にもこういう例があつたと相談かけたけれども、その際にそういう事例はあるかと確認しましたが、ここ数年来ありませんということでした。

教育長 授業料の免除規定もかつてはありました。

それと同時に、今言ったように高校生ですから、アルバイトして本人が返す、返すというよりも払う。義務教育ではありませんので、様々な方法でアルバイトもいいですから、アルバイトをやりなさいと、アルバイト代を出せばいいからと柔軟に対応できます。専門高校なんてすごく多いです。

- 三好委員 明文化させることで授業料を納めなければとはっきりさせるということですね。言い方は悪いかもしれませんが。
- 教育長 正当な理由がなく、払うお金が十分にあるのに何回も言っても払わない場合です。このようなことは、県でも県立高校でもほとんどありません。
- 細沼委員 やはり、35条は納付しない者に対して出席停止又は除籍ですから、そこは規定されたほうがいいかと思えますよ。
- 三好委員 ここはやっぱり高校ですよ。高校生が納付するって読めるんですよ。
- 細沼委員 納入するものは生徒つまり生徒本人ということ、という解釈ですね。
- でも、普通は保護者が納付する義務ですよ。高校生は未成年ですし、保護者に対して出席停止、除籍するわけではありませんから、出席停止とか除籍は生徒に対するものですから、第6条に減免の規定があるようですからそこにはどのような形があるのですか。
- 三好委員 ちょっと教えてください。納付義務者が誰であるのか。当事者が誰なのかという問題です。このまま条文を読めば、納付しない者、要するに、「出席を停止する」のは生徒なわけですから、ここでイコール納付しない者は高校生ということによって当事者です。でも実際納付義務は親にあるのかという問題のことです。
- 細沼委員 そうですよ、実質的にはほとんど実例はないということなのでほっとしていただきますけれども、仮に授業料を納付しないこととその生徒が除籍されることが同じ、要するに除籍というのは退学ですか。
- 教育長 除籍ですから、籍を除すです。
- 細沼委員 そうですよ。納付しないことと除籍のバランスが取れているかどうかです。制裁というとおかしいですけども、金銭債権の執行と、その子供の学習権の保障の面から、あまりバランスを欠くようではいけないと思うんですよ。
- 市立高校事務長 正直、今まであまり考えていませんでした。納付義務が発するのは保護者とばかり思っていましたけれども、そういうことではないということも条文からは確かに読み取れるかなと思います。
- 細沼委員 条文第6条の条文もわかればよろしいですよ。
- こういうことがなされる前に、手当てがなされて生徒が救済されるような運用が望まれます。
- 三好委員 36条にある6条の減免については、どういう減免なのですか。
- 市立高校事務長 全ての条文を事務局より取り寄せます。
- 土屋委員長 そうしましたら、資料が整うまで一時保留とします。

<報告>

1) 沼津市わたしの主張大会について

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

土屋委員長 ただいまのご報告に対して、ご質問やご意見はございませんか。

三好委員 昨年から方針が変わったのですよね。

一年やってみられて、子どもたちや周りの先生たちの意見や、前の年からどうなったかなど、そのような話がありましたか。

生涯学習課長 これまで沼津市は、沼津市内で選考を行い県に提出をしていたということでしたが、期間的にも余裕がないということあり、昨年、各学校で出していたいただいた代表のものをそのまま県に提出し、県の審査をお願いするということに変えて行っています。それについては、これまでは沼津市内で選考したという実績を持って県に上げているということから、県大会での成績も勝利を取ることができていましたが、昨年

沼津市内の審査を受けないで県に出した結果、浮島中学校で最優秀賞をいただきました。やり方を変えたということで特に意見をいただいたということはありません。

土屋委員長 ほかにございませんか。

それでは本件はご報告を受けたということでご了承願います。

2) 静岡県東部ふれあい体験塾について

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

土屋委員長 本件に関するご質問ご意見はございませんか。

三好委員 昨年か一昨年から清水町が抜けたと思うのですが、今回新たに清水町へ声をかけたのですか、それとももうしないのですか。1回抜けたらもう声はかけないのですか。

生涯学習課長 今年は清水町には連絡はしませんでした。

土屋委員長 ほかにございませんか。

それでは本件についてはご報告を受けたということでご了承願います。

3) 沼津市いじめ防止等のための基本的な方針について

(学校教育課長 資料に基づき説明)

土屋委員長 本件に対するご質問ご意見はございませんか。

久松委員 これはどのように配置されるのですか。どのくらい周知されるのですか。

学校教育課長 各学校もそうですが、ホームページで市民にも広く周知するという考えでおります。もちろん、学校の保護者にも意見をいただきたいと考えております。

久松委員 前にやった、平成25年2月に改定されたものとはだいぶ違うのですか。

学校教育課長 前回のものは主に、こういう事例があった時にどういう風に教育指導するかという指導事例や、子どものサインであるとか、具体的実践のいじめに関する指導の手引きになっております。今回はいわゆる学習指導要領的なもので、基本的な方針、このような考え方でいじめに対処するなどの内容です。前回は、教員が実際に指導するための手引きとなっています。

久松委員 順序を間違えたような感じがします。

教育長 それだけ沼津が早く指導の手引きを作ったということです。

国が大津の事件でいじめがあってあわてて基本方針を作ったということであり、沼津は実践的にもう10年くらい前からやっています。

三好委員 基本方針6ページの、未然防止の情報モラル、ネット犯罪、ネット関係を使いたいじめ、これは問題になると思います。厄介な問題です。大事なことは、こういうマニュアル的なものをみんなに配布しても、ほとんど読まないと思うのです。親もです。読まないのは読まない方が悪いのですが、ただ、学校の先生は生徒の一番そばにいて、いろんな話をします。一番目の自主的に子どもたちと話合う場を作るなど、こういうものはとても大事ですし、たぶん今、そういうことをしていただいていると思うのです。そういうことは、親の理解がとっても大事です。一日のうちの、例えば子どもたちがLINEなどああいうものを使っている時間が、ものものすごい量になっているのですよね。要するに、勉強をする間もなければ、LINEの返事がなければ仲間外れにされてしまうなど、こういった事例も沼津の中にもあるのだと思うのです。こういうことは、ほかのどこかの県でも問題になり、まさに県内でも沼津でもあると思うのですよ。そこをどのように解決していくかと言いますと、やはり教育現場の学校と親です。親が意識する、意識せずわかっ

ていない親がたくさんいると思うのです。実際に、携帯を与えて、スマホも与えてしまうと子どもはやりたい放題になります。それにやはり一定のルールをかけないとと思うのです。どこだかの学校はルールをかけましたよね。愛知県のどこかの学校で、学校からのお願いという形か何かで、夜の9時以降から朝まで禁止ということ。親への強制力はないので、自主的にやってほしいと働きかけました。子どもたちにインタビューをし、「冗談じゃないよ」、「なんでやっちゃいけないの」とこんな話になりました。それくらい今は制限をしないとダメな状況なのではと感じます。だから、そこをすべて学校の先生に任すことは無理なので、親にも認識を持ってもらわなければなりません。そこを共有できる場を学校から提言する、親との関係で何か話合いの場を作る、そんな状況になってしまっているんだ、危険なんだという状況を知らせる場を作ることがいいのではないかと思うのです。これは、この言葉として対策を出すことはいいのですが、現実問題として、そもそも子どもたちは1ページも読みません。だから実際の運用のところが大事です。そうでないといじめはなかなか減っていかないという気がします。

土屋委員長 それでは本件に関しましてはご報告を受けたということでご了承願います。

<議案>

市立高校事務長 市立高校学則の第3条ですが、この中の「納付しない者」の判断ですが、確認しましたところ「生徒」になります。納付の義務は誰かということになりますと「生徒」ということになります。

細沼委員 それはどこに書いてあるのですか。

市立高校事務長 国から就学支援金等の事務処理等いろいろと指示が来ているのですが、その中で納付あるいは領収、請求先、領収書は生徒の名前になっておりますので、それにならって納付する者、納付義務者につきまして、「生徒」ととらえております。

細沼委員 徴収条例がもともとありますが、それを引用しているのですか。

市立高校事務長 徴収条例には特に誰がとは規定しておりません。授業料の額、及び時期等を規定しております。

細沼委員 言葉としては「生徒」と言うのですか。

市立高校事務長 はい。生徒です。

細沼委員 ではこれは、納付しない者と書くのではなく、生徒と書くべきではないでしょうか。納付しない者ということが除籍ということに結びつかないと思うのです。たぶん納付義務者は保護者であって、納付する際の手続き上か、取扱い上のことかわからないですが、生徒の名前を表示して納めているのだらうと思います。その生徒の分という意味だと思うのですが、「者」という表現は適切ではないと思います。

教育長 県に準じていると思いますので、市立高だけが授業料の徴収ではなく県と一緒にですから、想定ですけれども、県に準じているんじゃないかと思います。

細沼委員 申し上げたいのは、要するに、その生徒ができる限り出席停止とか除籍をですね受けないですむように、減免の措置であるとか、保護者への指導等をですね、やってもらいたいということです。

教育長 もちろん、適用することはまず考えられないです。

細沼委員 そういう趣旨です。

教育長 適用することは、もちろんまず考えられないです。

土屋委員長 者という表現ですよね。

教育長 これは、法律用語ですので。まさに専門家、弁護士の方がおられますが、そういう言葉使いがどうなっているのかを調べて、もし県と一緒にしたら県が使ったその理由等を聞いて検討したいと思います。

三好委員 六法でも、名称として者と使う使いかたなんでしょうね。
第6条の減免はどうですか。

市立高校事務長 減免の内容につきましては、これから静岡市や浜松市、県内の他の市といろいろ調整し、意見交換をして正規なものを作っていくと考えてます。
たとえば、自然災害にあったとかそういうような内容で、整理していきたいと考えております。

三好委員 では沼津はまだ市長が別に定めていないわけですね。
これから作るということで、想定して別に定めるとしたわけですね。ふつう、大体決まっていると思うのですが。

教育長 生活保護を受けているとか、準要保護とかいろいろあるわけで、たぶんもろもろ決めていると思います。

市立高事務長 生活保護はあると思いますが、生活保護に該当しないけれど、生活に困窮している方もいらっしゃると思いますので、そのような部分も含めてどういう表現、どういうくくりにするのか検討します。

三好委員 ここは減免できるかできないかの問題なので、いい加減にしないでしっかりとこれとこれという内容のものを決めておかないと、そういう人が現れた時にまずくなるとと思います。

教育次長 昔の条例には突発的な親の失職とかがありました。

市立高校校長 もともとそういう人は減免されているので、自然災害とかしか考えられないと思います。生活保護は免除になります。

教育長 こういふことがあるということで、次のときに具体的な事例を用意してきたらいいですね。

細沼委員 親がだらしなくても、もし子どもがまじめだったらかわいそうな気がします。

教育長 それで、アルバイトの話が出るのですよね。

細沼委員 で、自分で納付するわけですね。

教育長 そうです。

土屋委員長 では、減免については次回ご説明いただければと思います。
議第10号は原案どおり可決します。

<その他>

1) 児童の交通事故について

(学校教育課長 資料に基づき説明)

土屋委員長 ただ今の報告について何かご意見ご質問等はありませんか。

土屋委員長 学校に行くのが怖いなどという話をすごく伺っているので、くれぐれもケアをしていただきたいと思います。

それではただ今の件について報告を受けたということでご了承願います。

2) 市議会2月定例会における議決議案事項の報告

(教育次長 資料に基づき説明)

土屋委員長 　ただ今の報告について何かご意見ご質問等はありませんか。
久松委員 　毎回いつもこのようなことはあまりやっていなかったような気がします。
教育次長 　毎回いつも一般質問の内容については説明させていただきますけれども、昨年、平成24年、25年は比較的議案が少なかったものですから、一般質問で1つ2つある場合は先に審議結果を説明させていただき、それから一般質問の内容を説明させていただいておりました。しかし、今回は一般質問の内容が非常にボリュームがありまして、3月中にやっしまい、なおかつ一般の議案が16件ありましたので、3月の定例会までには可決されていないものもあり、今回の4月の定例会でご報告させていただきます。

土屋委員長 　それではただ今の件について報告を受けたということでご了承願います。

3) 今年度の各課の主要事業について

(各課長 各課の主要事業を説明)

土屋委員長 　ただ今の報告について何かご意見ご質問等はありませんか。
三好委員 　唐突な話ですが、大正琴がありますが、大正琴の半分くらいの長さの平成琴をどこかの学校で保管してやっているところがあるのでしょうか。市立高にはありますか。というのは、どこかの学校で平成琴をやっているようで、沼津で有名なあるお琴の先生が、子ども達に大正琴の音を聞かせたら、「お琴ってこんな音がするんだ。」と子どもたちが言ったそうです。
平成琴の名前は勝手につけて言っているようですが、初めから平成琴で慣らさしてしまうのは、ちょっと違うのではないかということをおっしゃっていたので、実際に学校で保管しているところがあるのかなと思いました。
市立高にあるのではないかと、不確かな情報ですがそんなことをおっしゃっていましたので。なるべくなら、子ども達には本物を聞かせた方がよいという趣旨のことをおっしゃっていました。

学校教育課長 　小学校での教材は、今、学校指導要領で和楽器に触れるということで扱っている学校はありますが、教材用は短いと聞いたことがあります。

三好委員 　各学校は持っているのですか。
学校教育課長 　大きな大正琴は中学校にあり、それを教材にしているところもありますが、小学校では短い教材用を使っていると聞いたことはあります。それが、平成琴かどうかはわかりません。

三好委員 　それは、全ての学校が持っているのですか。
学校教育課長 　全ての学校が持っているかどうかわかりません。
三好委員 　ただ触れるのではなく、どうせ触れるのなら本物に触れさせた方がいいのではないかと、そんなお話をしていました。

細沼委員 　青少年教育センターの事業で、第一校区などは、駅前にパチンコ屋ができたり昔あった駄菓子屋がなくなったり、子ども達の生活の環境が変わっているのかなと思うのですが、そういうのを背景にして、補導の変化もあると思うのですが、昔と変わっているところはありますか。
青少年教育センター所長 　新たに補導のコースにパチンコ屋を加えたり、最近は脱法ハーブなどもありますので、そういうことも補導に加えたりしています。あとは、ラインを使いたいじめも見ていこうということをしています。

細沼委員 　昔と比べると荒廃しているような印象を受けました。
青少年教育センター所長 　警察のサポートセンターとも連絡をとりあって、補導の回数を増やして行っていく

ようにしています。

土屋委員長

ほかには何かございませんか。

午後2時50分

閉会

